

青森県報

第三千三百二十一号

平成二十二年
十一月二十九日
(月曜日)

目次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出…… (健康福祉課) …… 一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定…… (同) …… 一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出保安林の指定解除予定…… (同) …… 一

道路の区域の変更…… (林政課) …… 二

道路の供用の開始…… (道路課) …… 二

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告…… (県民生活文化課) …… 三

土地改良区の解散…… (農村整備課) …… 三

出先機関

土地改良区の役員の退任…… (三八地域民局) …… 三

土地改良区の役員の就任及び退任…… (西北地域民局) …… 四

告

示

青森県告示第八百五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
はるひと診療所	十和田市稲生町一五の三稲本第一ビル一階	平成三・一〇・一
伴胃腸科内科医院	八戸市売市二丁目一の七	三・三・一

青森県告示第八百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
伴胃腸科内科医院	八戸市売市二丁目一の七	平成三・三・二
はるひと診療所	十和田市稲生町一五の五	三・一〇・一
はちのへ西脳神経クリニック	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一五の一	三・二・一

アイン薬局三沢店 三沢市大字三沢字堀口一六四の二八九

青森県告示第八百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	伴胃腸科内科医院	八戸市売市二丁目一の七	平成三・八・一
変更後	伴内科心臓血管クリニック		

青森県告示第八百八号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
八戸市大字是川字長才平二の一七、二の一九、二の二、九の二、一五の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため

青森県告示第八百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

1	国 道	一〇一号	変更の区間 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五一の三九から 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五一の七まで	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考	
				後	前	後	前	
				二六・〇〇メートルから	一九・〇〇メートルから	一一二・六〇メートル	一一二・六〇メートル	

青森県告示第八百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十二月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一〇一号	西津軽郡深浦町大字七岩崎字松原五一の三九から 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五一の七まで	平成三・二・三〇

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十二年十一月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域コミュニティ推進協議会

三 代表者の氏名

米田 剛

四 主たる事務所の所在地

青森市大字野木字山口二四五の九

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の住民・企業・団体などと協働してICT（情報通信技術）を利用した地域活性化に関する研究とその普及推進事業を行う。

これにより地域内の情報交流の活性化と情報利活用の利便性向上、新たな地域コミュニティの形成、それに伴う地域住環境の向上、地域経済の発展、文化・スポーツ活動の発展に寄与することを目的とする。

土地改良区の解散

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、青森南部土地改良区は、平成二十二年十一月十九日解散したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良区の役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蛸川土地改良区から、次のとおり役員の内退があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十九日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日

理事	佐々木 定男	三戸郡五戸町大字切谷内字粒ヶ谷地二	平成三・一〇・三
----	--------	-------------------	----------

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、廻堰大溜池土地改良区から、次のとおり役員の新就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十九日

西北地域県民局長 小野 徳 昭

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	田村 勝則	北津軽郡鶴田町大字廻堰字稲川六の一	平成三・一〇・三就任
"	成田 定吉	" 字東下山一〇	"
"	棟方 廣光	大字木筒字下藤代五八	"
"	田中 忠悦	つがる市柏桑野木田千年五五の一	"
"	瓜田 良一	北津軽郡鶴田町大字尾原字上亀甲四の二	"
"	中野 浩文	大字妙堂崎字米元四	"
"	加賀谷 宏	大字廻堰字下桂井五八の一	"
"	乗田 義昭	大字野木字上藤森三四	"
"	渋谷 秀雄	大字妙堂崎字上林一二四	"
監事	渋谷 精一	" 字掛元四	"
"	花田 朋典	大字野木字下糺七二	"
"	笹森 秀嗣	大字廻堰字東下山一九	"
理事	田村 勝則	" 字稲川六の一	三・一〇・二退任
"	成田 定吉	" 字東下山一〇	"
"	中野 隆	大字妙堂崎字米元一九	"
"	笹森 三太郎	大字廻堰字上桂井三の三	"

監事	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
"	花田 長一郎	大字野木字上藤森五五	"
"	棟方 廣光	大字木筒字下藤代五八	"
"	笹森 勘蔵	" 一六七	"
"	斎藤 三千	大字妙堂崎字掛元二三の	"
"	田中 忠悦	つがる市柏桑野木田千年五五の一	"
"	成田 広志	北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井九の三	"
"	渋谷 精一	大字妙堂崎字掛元四	"
"	花田 朋典	大字野木字下糺七二	"

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県
 (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社
 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭